

## 1.身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳について 《身体障害者手帳》

身体障害者福祉法に基づき、医師の診断書・意見書をもとに都道府県等の判定により交付されます。

身体障害者手帳には、障害等級に1～6級までの等級と、第1種（交通機関を利用するときに介護者を必要とする方）又は第2種（交通機関を自力で利用することができる方）の種別が記載されています。障害名に対して1～7級までの障害程度等級がありますが、交付対象は障害等級で1～6級までです。

### 《療育手帳》

療育手帳制度により、北海道の判定により交付されます。

療育手帳には障害の程度が「A」又は「B」と記載されます。

（A：最重度・重度　B：中度・軽度）

### 《精神障害者保健福祉手帳》

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、医師の診断書等をもとに都道府県等の判定により交付されます。

精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」といいます。）には、1～3級までの障害等級があり、有効期限は2年間です。

これらの手帳は、障がいのある方の福祉の向上のために各種相談や支援制度を受けやすくすること、障がいのある方の社会参加等の促進を図ることを目的に交付されています。

障がいの内容や程度に応じて、利用できる支援やサービスの内容が異なる場合がありますので、各種制度の利用を希望される方は、担当の窓口で確認の上ご利用ください。

### ◎本人確認書類について

各種手続きでは第三者のなりすましや、書類の不正取得防止のため、本人確認を行っています。下記の表をご参照いただき、いずれかを窓口までご持参いただきますようお願いします。

いずれか1点で良いもの	いずれか2点以上必要なもの
①個人番号カード②運転免許証③パスポート ④身体障害者手帳⑤精神障害者保健福祉手帳 ⑥療育手帳⑦在留カード⑧特別永住者証明書 ⑨官公署が発行した免許証、許可証及び身分証明書であって、氏名及び生年月日又は住所が記載され写真が表示されたもので市長が適当と認めるもの	①健康保険証②介護保険の被保険者証③後期高齢者医療の被保険者証④年金手帳⑤児童扶養手当証書⑥特別児童扶養手当証書⑦官公署が発行した書類であって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもので市長が適当と認めるものなど

※表に記載のものをどれもお持ちでない方は、その他住所や氏名が確認できるものをご持参ください。

※本人確認書類を提示できない場合、口頭での質問や書類の郵送等で本人確認を行う場合があります。

※郵送で手続きする際は、原本ではなくコピーのみ郵送ください。

**手帳は、こんなとき届け出が必要です。**

**(1) ①～⑤の場合は、稚内市役所生活福祉部社会福祉課に届出が必要です。**

**① 手帳の申請・更新・再判定をする場合**

医師の診断書・マイナンバーカード（またはマイナンバーのわかるもの）・手帳（新規の場合は顔写真（縦4cm×横3cm）1枚）を持参して申請してください。

（療育手帳所持者の再判定は、関係機関（18歳未満は児童相談所、18歳以上は心身障害者総合相談所）での判定が必要です。また、精神障害者手帳の場合は、障害年金証書の写し及び振込通知書の写しで医師の診断書に代えることができます。）

**② 住所変更（転居）や氏名変更（婚姻等）があった場合**

手帳を持参してください（変更箇所を修正します。）。

**③ 手帳の紛失・破損、記載事項欄が不足したり、顔写真の変更をしたい場合**

顔写真（縦4cm×横3cm）1枚と手帳を持参して再交付申請をしてください。

**④ 障害等級が変更になる場合**

医師の診断書・意見書、顔写真（縦4cm×横3cm）1枚と手帳を持参して再交付申請をしてください。

**⑤ 手帳を持っている方が亡くなられた場合**

手帳を返還してください。

**(2) ①～②の場合は、転出先の市町村の障がい福祉担当課に届出が必要です。**

**① 他市町村に転出した場合**

転出先市町村の障がい福祉担当課に手帳を持参してください。  
(変更箇所を修正します。)

**② 居住地（保護者の住所）が他市町村に変わった場合**

転出先市町村の障がい福祉担当課に手帳を持参してください。

※手帳によるサービスを希望しない場合でも、手続きが必要となります。

